

○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定について

○雲南市デジタル防災無線整備事業について

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定について、またデジタル防災無線システムの整備概要についてお知らせいたします。

また、住民の皆さんにご理解いただくために、下記の日程で住民説明会を開催しますので、ご参加いただきますようご案内します。

開催日	開催町	会場
10月6日（火）	吉田町	生涯学習交流館
10月8日（木）	加茂町	加茂文化ホールラメール
10月13日（火）	掛合町	掛合体育館
10月20日（火）	木次町	木次体育館
10月22日（木）	大東町	大東公園体育館
10月29日（木）	三刀屋町	三刀屋文化体育館アスパル

全ての会場について、19時に開会します。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定について

1. 島根県の方針

島根県（土木部）は、土砂災害防止法に基づき近年多発する豪雨災害などにより、大規模な土砂災害が広域的・同時多発的に発生し、人的被害が及ぶことに対し、土砂災害から地域を守るため、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を強化し、計画的に推進する方針を示しています。

そのソフト対策の最重要課題として、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、住民へ更に土砂災害の危険性が高い区域を認識してもらうため、令和元年度中に県内全域の基礎調査を完了し公表・周知するとともに、令和2年度内には県内全域での指定を完了することをめざしています。

2. 市の考え方

区域指定について防災減災上の観点から基本的には必要であると考えています。

3. 県内の土砂災害特別警戒区域の指定状況

- ・平成19年度 旧江津市（912カ所）
- ・平成29年度 益田市の一部（36カ所）
- ・平成30年度 出雲市（2,071カ所）、大田市（1,808カ所）
- ・平成31年度 浜田市（2,784カ所）、旧桜江町（297カ所）、美郷町（632カ所）
- ・令和元年度 松江市の一部（2,381カ所）、安来市（1,071カ所）、
奥出雲町（1,044カ所）、川本町（357カ所）

4. 土砂災害特別警戒区域の指定概要について

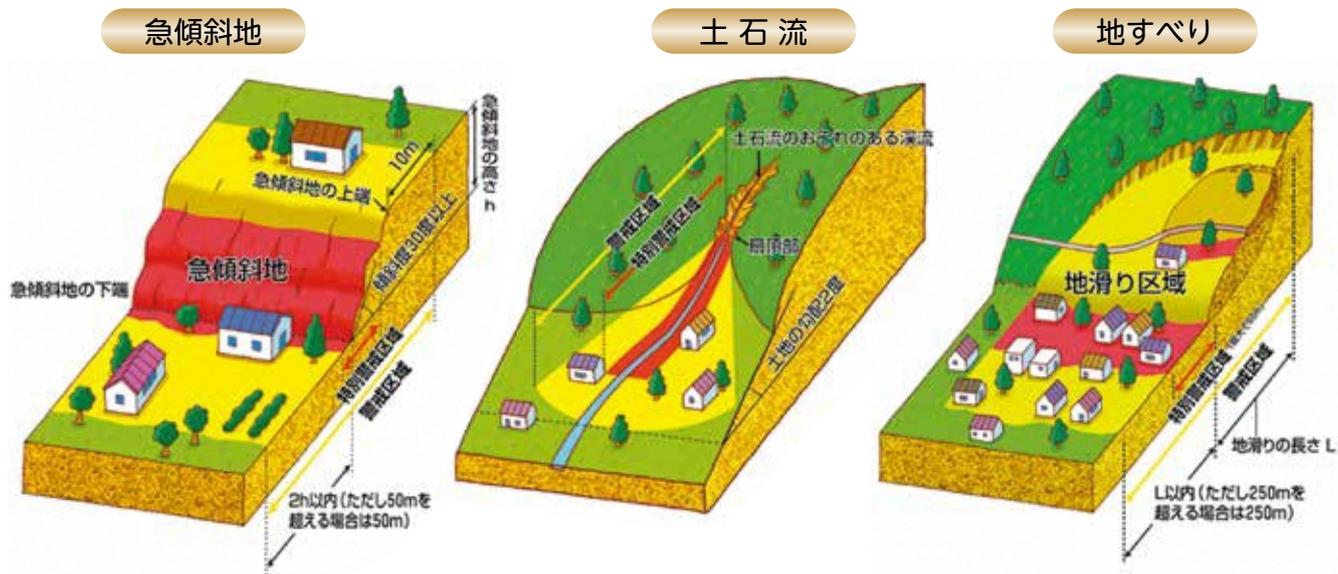
土砂災害防止法とは

正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成13年4月1日施行）

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。現在、全国で土砂災害防止法に基づく区域の調査・指定が進められています。

区域の指定

土砂災害防止法では、土砂災害の3つの現象（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり）について、2種類の区域を指定します。



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域。

■急傾斜地の崩壊

- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の斜面
- ・斜面の下端から高さの2倍（最大50m）

■土石流

- ・土石流の発生する恐れのある溪流において、土石流が堆積する区間で、勾配が2度以上の区域

■地すべり

- ・地すべりする恐れのある区域
- ・地すべりの恐れのある区域下端から、区域と同じ長さの範囲（最大250m）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域。

- 国が定めた計算式に基づき、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回る区域

※地すべりの土砂災害特別警戒区域の調査および指定は当面行われません。

区域に指定されると

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)では

島根県では平成26年度に土砂災害警戒区域の指定(一巡目)が完了しており、下記の施策などが実施されています。

1. 市町村地域防災計画への記載
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制
3. ハザードマップによる周知の徹底
4. 宅地建物取引における措置



土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)では

土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域では下記のとおりソフト対策が実施されます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅宅地分譲や社会福祉施設、医療施設といった要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施工しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと島根県が判断した場合に限って許可されることとなります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民などの生命または身体に著しい危害が生ずる恐れのある建築物の損壊を防ぐため、急傾斜地の崩壊などに伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して建築物の構造が安全なものとなるよう、居室を有する建築物については、建築確認の制度および構造規制が適用される場合があります。

- ※新築や増改築の場合に構造規制が適用されます。
現在お住まいの家屋をすぐに直す必要はありません。
内装改修やリフォームの場合も適用されません。

3. 建築物の移転勧告

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、その住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れのある建築物の所有者、管理者または占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について、島根県知事が勧告することができることとなります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は当該宅地または建築物の売買等にあたり、特別警戒区域である旨、特定開発行為の制限や建築物の構造規制について重要事項説明を行うことが義務付けられます。

支援制度について

土砂災害特別警戒区域内で新築や増改築をする場合に、建築基準法に基づき壁の補強等を行うときは補助を受けることができます。また、区域内にある住宅を安全な場所に移転する場合にも補助を受けることができます。

建築基準法に基づく壁の補強等を行う場合



土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業

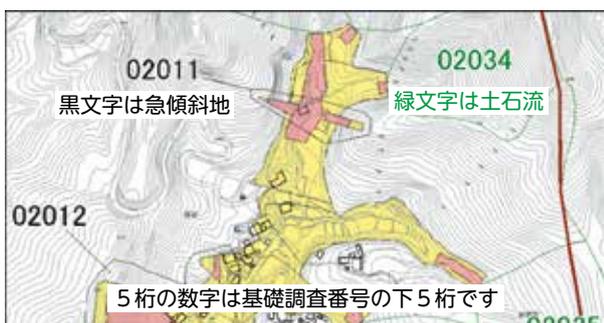
区域内の住宅を安全な場所に移転する場合



がけ地近接等危険住宅移転事業

指定区域の確認の仕方

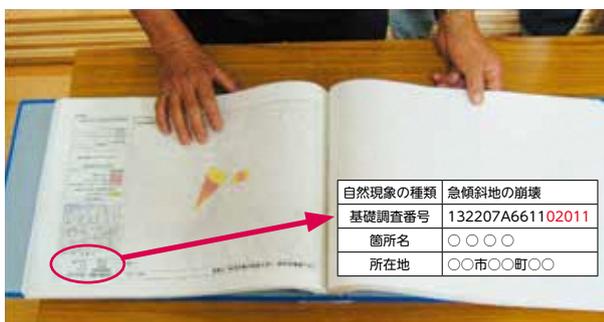
①大判図面で自宅の位置と番号を確認



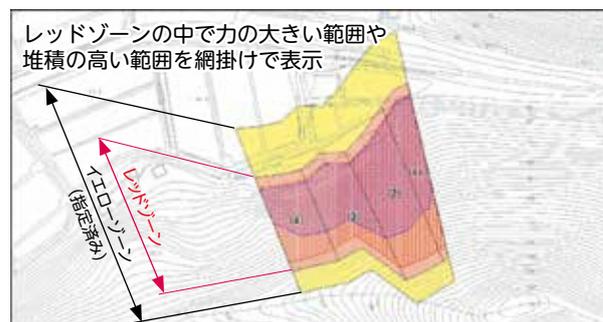
土砂災害特別警戒区域の指定予定地（調査結果）は、市役所本庁舎、各総合センター、各交流センター、島根県の県土整備事務所で確認することができます。

また、島根県のホームページ「マップ on しまね」でも公開していますのでご覧ください。

②区域図の右肩にある表で現象と番号を照合



③区域図（急傾斜地の崩壊）



※島根県のホームページより

島根県トップページ

マップ on しまね

土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果

雲南市の指定状況

島根県では、平成26年度に県内全域の土砂災害警戒区域の指定が完了しており、現在、特別警戒区域（レッドゾーン）の調査・指定を進めています。

市町村名	旧町村名	土砂災害警戒区域（指定済み数）				特別警戒区域（指定予定数）		
		土石流	急傾斜	地すべり	計	土石流	急傾斜	計
雲南市	木次町	209	311	11	531	40	310	350
	三刀屋町	291	406	19	716	88	406	494
	大東町	501	656	13	1,170	117	654	771
	加茂町	71	181	8	260	4	181	185
	掛合町	231	312	10	553	62	312	374
	吉田村	203	259	4	466	56	259	315
	計		1,506	2,125	65	3,696	367	2,122

平成30年3月末時点

全国で指定が進んでいます

毎年、全国各地で多数の土砂災害が発生しており、多くの人命が奪われています。また、平成26年の広島災害、平成29年の九州北部豪雨、平成30年7月豪雨のように、過去にない集中豪雨が多発しています。

このように土砂災害は多発化・激甚化の傾向にあり、対策工事等のハード対策に併せて、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限などのソフト対策の充実が急がれます。

このため現在、全国の各都道府県で土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、特別警戒区域の調査・指定が進められています。

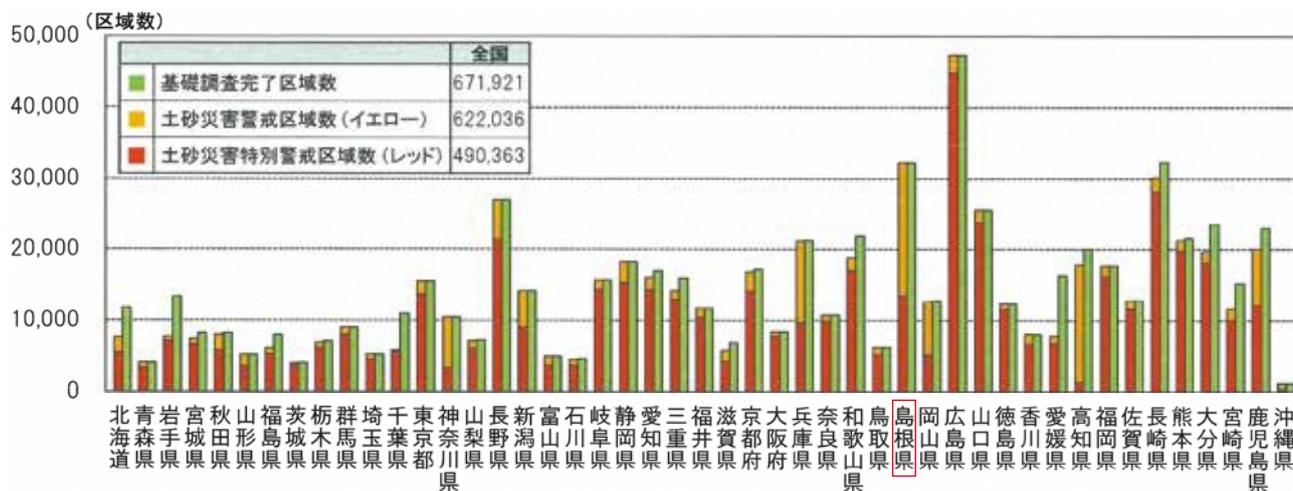


平成26年 広島災害

土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和2年3月末時点)

- 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山形県・茨城県・栃木県・群馬県・東京都・長野県・新潟県・石川県・静岡県・福井県・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・山口県・徳島県・福岡県・佐賀県・熊本県の20都府県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は、秋田県・神奈川県・兵庫県・島根県の4県。
- 土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、山梨県の1県。



土砂災害から身を守るために

土砂災害は人命を奪う可能性の高い災害です。この土砂災害から身を守るためには、「日頃の備えと早めの避難」が重要です。

- どこが危ないのか (土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域)
- いつ危ないのか (土砂災害警戒情報などの防災情報の入手、避難勧告などの避難情報の伝達)
- どこへ逃げるのか (指定避難場所への避難、避難が危険な場合は屋内での安全確保)

日頃から、家族や地域で確認し、早めの避難を心掛けましょう。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)



Q 指定の効果・メリットは何か？

A

この法律ができたきっかけの広島災害では、無秩序な宅地開発により危険な箇所が増え、危険であることを知らずに危険な住宅が建ち、土砂災害により多くの命が奪われました。

危険な土地を造らない、危険な住宅を増やさないことで、土砂災害から人命を守ることが効果と考えています。

Q 規制の対象となる建築物（居室を有する建築物）とは何か？

A

規制の対象となるのは居室を有する建築物であり、よって、納屋、車庫、物置、倉庫など、人が常時あるいは継続的に存在しない建物は対象とはなりません。

Q 建築確認が必要なケースと不要なケースは？

A

一般的な建築物の場合、都市計画区域外では建築確認申請は不要ですが、レッドゾーン区域内で新築や増改築をされる場合は、基本的には建築確認申請が必要となります。ただし、増築の面積やリフォーム、修繕など、申請が必要ない場合があります。

Q レッドゾーン区域外で家を建てた場合、指定されることがあるのか？

A

現在、レッドゾーン区域に指定されていなくても、地形要件を満たしていれば将来、指定されることがあります。定期的（おおむね5年程度）に再調査を行うことになっていますので、その時点で指定となります。指定にあたっては、その時点で家が無くても建つ可能性のある土地についても指定しています。

法律や指定に関するご質問は

土砂災害防止法や指定、指定に伴う規制等の問い合わせは、下記まで連絡をお願いします。

問い合わせ先

島根県土木部砂防課総合土砂災害スタッフ
島根県雲南県土整備事務所土木工務第三課
雲南市防災部防災安全課
雲南市建設部建築住宅課

☎0852-22-6785 (法律や指定・構造規制など全般)
☎0854-42-9672 (区域の確認・特定開発行為に関すること)
☎0854-40-1027 (区域の確認・指定に関すること)
☎0854-40-1065 (建築確認・支援制度に関すること)

雲南市デジタル防災無線整備事業について

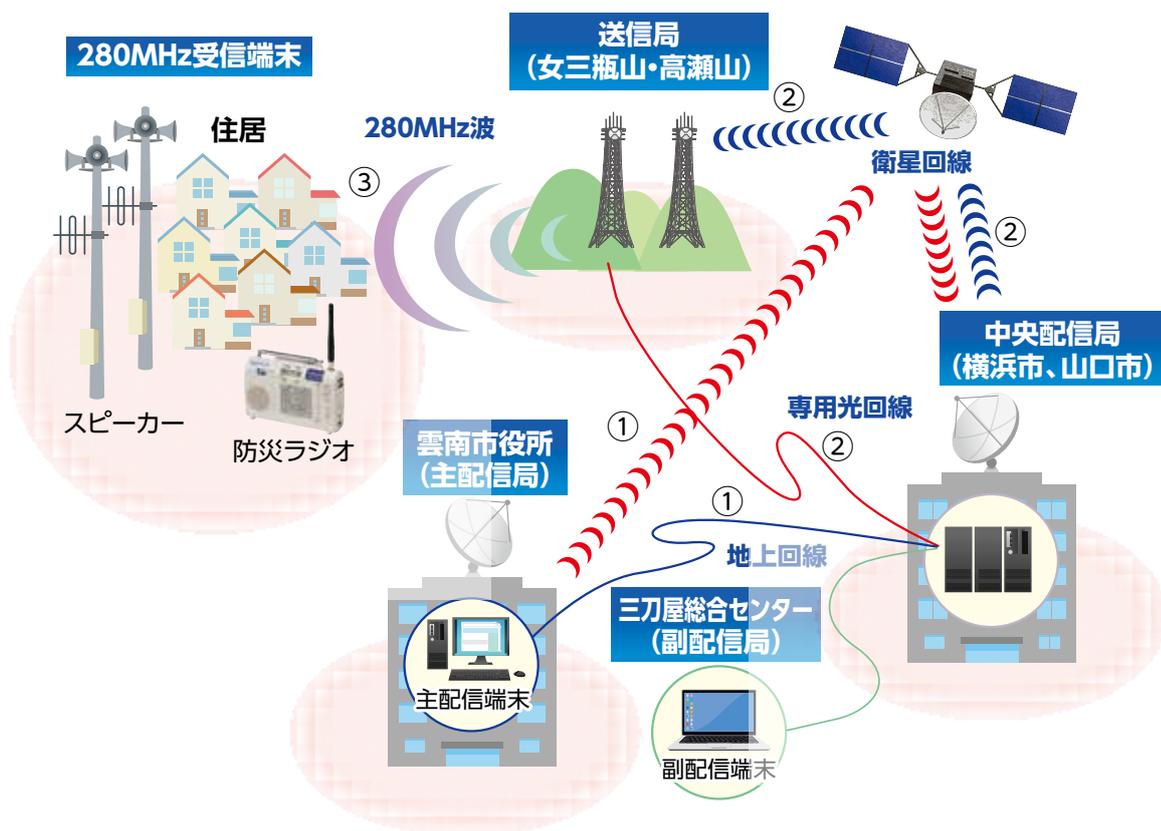
市では、市民の皆さんに災害発生時等の情報伝達を円滑かつ確実にを行うことを目的に、デジタル防災無線システムの整備を行っています。

その概要についてお知らせいたします。

1. 防災無線システムの概要

市から発信した防災に関わる情報を、市内131カ所に設置する屋外スピーカーと、全世帯に配布する戸別受信機（防災ラジオ）から、音声により市民の皆さんにお伝えします。

デジタル防災無線システムの仕組み



①市から発信した文字情報が、衛星回線と地上回線を介して、中央配信局に送られます。

②中央配信局から、衛星回線と専用光回線を介して、市が設置する送信局（女三瓶山、高瀬山）に送られます。

③送信局（女三瓶山、高瀬山）から、280MHzの電波で屋外スピーカー、戸別受信機に送られ、音声情報に変換して音声が行き渡る仕組みとなっています。

2. 屋外スピーカーについて



- 市内131カ所に設置します。
- 設置位置の選定基準は以下のとおりです。
 - ①交流センター周辺
 - ②指定避難所周辺
 - ③住宅密集地
 - ④旧大字単位の中心部 など
- 高さ約15mの鉄塔に、スピーカーなどの設備を取り付けます。（左図参照）
- 屋外スピーカーの音声が届く範囲には限界がありますので、全戸に配布する戸別受信機と併せて、全ての市民の皆さんへの情報伝達を行います。

【参考】屋外スピーカーの性能

- ・屋外スピーカーは、標準型を122カ所、高性能型を9カ所に設置する計画です。
- ・音声が届く範囲は直線距離で、標準型が約300m、高性能型が約700mですが、山などの障害物の有無によって変動が生じます。
- ・高性能型は、障害物が少なく、見通しの良い平坦部に設置します。
- ・停電時は、内臓バッテリーにより3日程度稼働します。

3. 戸別受信機（防災ラジオ）について



- 全戸に配布（無償貸与）します。
- 事業所などには、希望により有償で貸与する予定です。
- 戸別受信機は、縦11cm、横18cm、幅4cm程度の卓上型です。（左図参照）
- 電源コンセントに接続するのみで使用できるため、設置工事は必要ありません。
- 電池を入れれば、屋外に持ち出すこともできます。
- AM、FMのラジオ放送も聞けます。
- 市から発信した電波を受信したときには、自動で電源が入り、音声情報などが流れます。

【参考】戸別受信機の使用法

- ・平常時には必ず電源コンセントに接続しておく必要があります。
- ・屋内の電波を受信しやすい場所に設置してください。
- ・平常時には「通常音量」、緊急時には強制的に「最大音量」で流れます。通常音量は個々で調整可能ですが、音量を下げていると聞こえません。

4. 防災無線システムの運用について

屋外スピーカー、戸別受信機からは、基本的に市が発信する防災情報が流れます。
 なお、システムの正常な作動を確認するため、毎日、定時に音楽を流す予定です。
 「平常時」、「緊急時」の運用方法については、以下を参照してください。

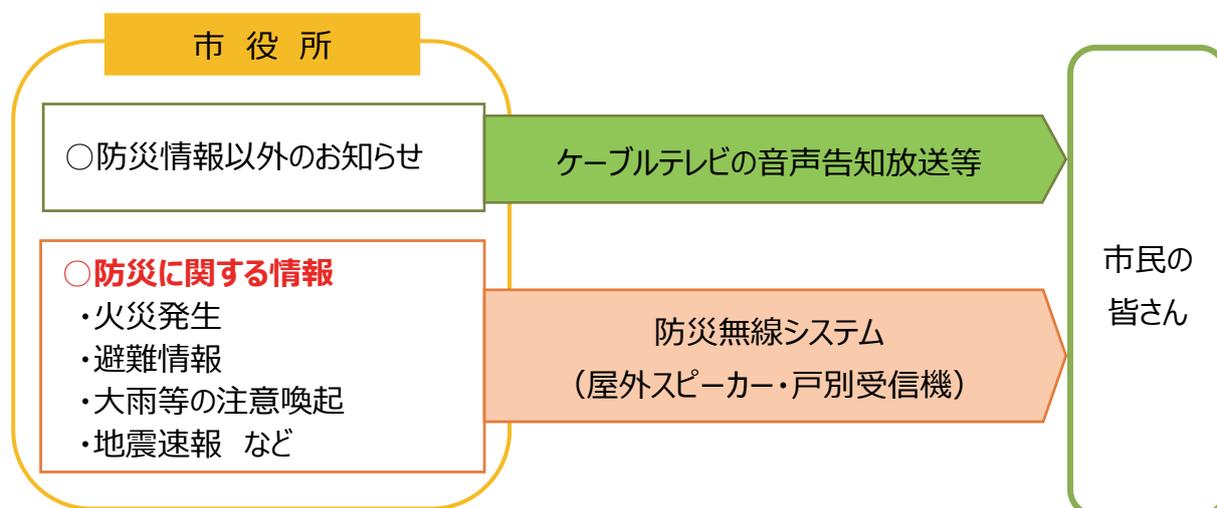
	平常時	緊急時
屋外スピーカー	<ul style="list-style-type: none"> ○毎日2回（正午・夕方）に通常音量で音楽が流れます。 ○曲目は、「雲南市の歌」、「夕焼け小焼け」など12曲の中から選定します。 ○エリアは市内全域です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○火災発生時、避難情報等の発令時や全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信時に、最大音量で音声情報が流れます。 ○台風の接近や大雨警報等の発表に伴う注意喚起は、通常音量で音声情報が流れます。 ○エリアは市内全域です。
戸別受信機	<ul style="list-style-type: none"> ○毎日2回（正午・夕方）に通常音量で音楽が流れます。 ○曲目は、「雲南市の歌」、「夕焼け小焼け」など12曲の中から選定します。 ○エリアは市内全域です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○火災発生時、避難情報等の発令時や全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信時に、最大音量で音声情報が流れます。 ○台風の接近や大雨警報等の発表に伴う注意喚起は、通常音量で音声情報が流れます。 ○エリアは市内全域です。

※上記については、令和2年7月時点の検討段階の内容ですので、一部変更になることがあります。

5. 既存の音声告知放送との関係について

防災無線システムからは、基本的に市から発信する防災に関する情報が流れます。

市から発信する防災情報以外のお知らせについては、これまでどおりケーブルテレビの音声告知放送等を活用します。



6. 既存のモーターサイレン等の取り扱いについて

正午のサイレン等については、次のとおり、町ごとに対応が異なります。

町名	サイレン等の種類	時間
大東町	サイレン	正午／1回
加茂町	サイレン	正午／1回
木次町	サイレン	正午／1回
三刀屋町	音楽・サイレン	音楽：朝・正午・夕方・夜／各1回 サイレン：正午／1回
吉田町	音楽	正午・夕方／各1回
掛合町	なし（一部地区を除く）	正午・夕方／各1回

市では、防災無線システム整備に併せ、1日2回（正午・夕方）の音楽の放送に統一をしていく考えですが、これまでの経過を踏まえながら調整を図っていきます。

7. 防災無線システムの整備スケジュール

防災無線システムの整備工事、運用開始に向けてのスケジュールは以下のとおりです。

- 令和2年3月～令和3年3月 デジタル防災無線整備工事
 - ・ 配信局（市役所等）の整備
 - ・ 送信局（女三瓶山、高瀬山）の整備
 - ・ 屋外スピーカー（131カ所）の設置
 - ・ 送受信テスト
- 令和2年12月～令和3年2月 戸別受信機の無償貸与申し込み手続
- 令和3年4月～ 戸別受信機の全戸配布
- 令和3年10月～ 防災無線システム運用開始

防災無線システムにかかわる問い合わせは

雲南市役所 防災部 防災安全課「くらし安全室」までお願いします。

〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1

☎：0854-40-1027 FAX：0854-40-1029

E-mail：anzen-unnan@city.unnan.shimane.jp

